

下級裁判所の裁判官の休暇等の取扱要綱

(昭和 52. 1. 13 高等裁判所長官申合せ)
(昭和 58. 11. 14 一部 改正)
(昭和 61. 1. 9 一部 改正)
(平成 3. 1. 10 一部 改正)
(平成 5. 1. 11 一部 改正)
(平成 8. 6. 13 一部 改正)
(平成 11. 11. 25 一部 改正)
(平成 15. 6. 19 一部 改正)

1 年次休暇

年次休暇の日数のうち 10 日は、できる限り、7 月 21 日から 8 月 31 日までの間（以下「夏期」という。）に取得させるものとすること。

2 年次休暇の連続取得

(1) 在職 15 年以上の裁判官については、10 年間に 1 回、本人の選択する時季に、年次休暇を 10 日以上連続して取得することができるよう配慮するものとすること。

(2) 前項の定めにより年次休暇を取得しようとする裁判官は、下記の表記載の申請期限までに、所属する裁判所の長（簡易裁判所に勤務する裁判官にあっては、その所在地を管轄する地方裁判所の長。以下「所属庁の長」という。）に申請するものとし、所属庁の長は、事務に支障がある場合を除き、これを承認するものとすること。

年次休暇の連続取得の始期	申請期限
4 月 1 日から 9 月 30 日	2 月末日
10 月 1 日から 3 月 31 日	8 月末日

3 夏期在宅研究等

(1) 裁判官は、夏期に、10 日を超えない期間、記録の調査、法律の研究等のため、在宅研究を行うことができるものとすること。

(2) 夏期における年次休暇（2の定めにより取得するものを除く。），夏季休暇及び前項の在宅研究は，特別の事由のない限り，併せて20日を超えないものとすること。

4 内国旅行

裁判官は，1泊以上の私事旅行をする場合には，所属庁の長に旅行届を提出するものとすること。ただし，部の事務を総括する裁判官，支部長，司法行政事務を掌理する裁判官又は所属庁の長にあらかじめ緊急連絡先（携帯電話の電話番号を含む。）を届け出ることにより，緊急時に連絡を取ることができる場合には，これに代えることができるものとすること。

5 外国旅行

(1) 裁判官は，外国へ私事旅行をする場合には，あらかじめ，所属庁の長（高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長にあっては，最高裁判所長官）の承認を受けなければならないものとすること。

(2) 裁判官の外国への私事旅行は，特別の事由のない限り，次に掲げる各要件を備えていなければならないものとすること。

ア 日曜日，土曜日，休日，年次休暇又は特別休暇を使用するものであること。

イ 事務に支障のないものであること。

ウ 本邦と外交関係のある国又はこれに準ずる地域へのものであること。

緊急連絡先届

所 属 _____

氏 名 _____

1 現在の住居の電話番号

2 自宅（1以外にある場合）の電話番号

3 緊急連絡先 ((1)又は(2)のいずれかの記載で足りる。)

(1) 世帯主等の氏名

続柄等

電話番号

(2) 携帯電話
